●運営指導において過誤調整を要する指摘が行われた場合の運営指導後の作業工程について

令和7年6月　奈良市法務ガバナンス課

時期	法務ガバナンス課	事業者	奈良市所管課	各市町村所管課
運営指導当日	**運営指導の実施** （講評：過誤調整有り）		講評情報の共有	
	庁内検討	自己点検準備着手		
2か月後	運営指導結果通知の発送	**結果通知の受理** 自己点検 (対象利用者・期間を決定)	必要に応じ、所管課相談 (指摘への疑義を除く)	
2か月+2週間後		所管課連絡票及び過誤調整対象者一覧の提出	所管課連絡票の受付	
		改善報告書一式の調製 過誤申立て（速やかに）	所管課連絡票の返却 過誤調整の対応	過誤調整の対応
3か月後	改善報告書一式の受理	**改善報告書一式の提出** 過誤申立て（速やかに）	過誤調整の対応	過誤調整の対応
4か月後	市外分の過誤申立報告受理	過誤申立報告（市外分のみ） （市町村受付の証が必要）	**利用者負担の返金については、所管課との過誤調整に係る協議が終了し、国保連合会から過誤決定が通知され、要返金額が確定してから着手してください。**	